

後期高齢者医療審査会の関係法令

高齢者の医療の確保に関する法律（要旨）

1 目的

後期高齢者の権利救済

2 審査請求できる事項（第128条）

保険者が行った次の処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

保険給付に関する処分

被保険者証の交付の請求又は被保険者証の返還に関する処分

保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分

3 審査会の設置（第129条）

審査会は、都道府県におく。

4 国民健康保険法の準用（第130条）

国民健康保険法第93条から第103条までの規定は、後期高齢者医療審査会について準用する。

審査会の組織（国民健康保険法第93条）

審査会は、被保険者代表、保険者代表、公益代表各3人をもって組織する。

委員の任期（国民健康保険法第94条）

任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

再任は可能である。

会長（国民健康保険法第95条）

公益代表委員のうちから、委員が選挙する会長1人をおく。

会長の職務を代行する者を、公益代表委員のうちから、委員が選挙する。

定足数（国民健康保険法第96条）

被保険者代表委員、保険者代表委員、公益代表委員それぞれ1人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、議事を開き、議決をすることはできない。

表決（国民健康保険法第97条）

審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決する。